

「平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十六号の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和6年7月23日
農 林 水 産 省

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十六号）」の一部を改正する告示案について、令和6年4月24日から令和6年5月23日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、7件の御意見が寄せられました。

その御意見の概要と御意見に対する当省の考え方は別紙のとおりです。

御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食品流通課

代表：03-3502-8111（内線4323）

直通：03-3502-7659